

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済規程
資金管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済規程第16条に基づく資金の管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(資金管理の原則)

第2条 資金管理は、次の各号による。

- (1) 元本の安全性を確保すること
- (2) 支払い準備資金や想定外の資金需要に備えた資金の流動性を確保すること
- (3) 安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図り、効率的な資金管理を追求すること

(管理対象資金)

第3条 この要綱により管理する資金は次の各号による。

- (1) 預貯金
- (2) 国債
- (3) 地方債

(資金運用の種類)

第4条 資金運用は、自家運用とする。

(基本ポートフォリオの策定)

第5条 資金管理にあたっては、分散投資を行い、そのために必要な長期的に維持すべき資産別構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定する。
2 基本ポートフォリオは別表1による。

第2章 自家運用

(自家運用の基本原則)

第6条 自家運用にあたっては、当該商品は満期又は期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、次の各号に該当する場合は、預金の解約又は債券等を売却することができる。
(1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
(2) 流動性を確保するためにやむをえない場合
(3) 安全性を確保し、効率性を向上するために、商品の入れ替えを行う場合

(自家運用対象資産と運用商品)

第7条 自家運用の対象となる資産は短期資産及び国内債券とし、運用商品は次の各号による。
(1) 預貯金
(2) 国債
(3) 地方債
2 自家運用資産の運用方法は別表2による。

(預入金融機関の選定)

第8条 預入金融機関は安全性を第一に考えて、原則として格付機関から投資適格基準を満たす格付けを取得している金融機関とする。

(運用商品の購入)

第9条 県社協会長は、この要綱に基づき、事務局内の議を経て、自家運用商品を購入する。

第3章 資金管理体制

(運用の権限と責務)

第10条 この要綱に基づく資金管理の権限及び責任は、会長が有する。
2 事務局長は、会長の命を受け、日常的に金融・市場動向を注視しながら、この要綱に基づき、善良な管理者としての注意義務を遵守し適切な運用管理事務を行う。

(運用実績の公表)

第11条 資金の運用実績は年1回公表する。

(要綱の見直し)

第12条 この要綱は5年ごとに見直しを行う。ただし、緊急に見直す必要が生じた場合はその都度見直すことができる。
2 会長は、この要綱の見直しをしようとするときは、民間社会福祉施設等職員共済運営委員会の同意を得、事務局内の議を経て、共済契約者の2/3の同意を得なければならない。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2 この要綱は、平成25年1月18日から施行する。
3 この要綱は、平成30年10月31日から施行する。
平成21年6月29日制定

別表1 基本ポートフォリオ

資産	預貯金	国内債券	計
構成割合	10%	90%	100%
乖離範囲	5～15%	85～95%	－

別表2 自家運用の運用方法

項目	内容	
1 基本的考え方	安全性を最優先とし、金利リスクの分散を図るため購入時点及び償還年は概ね均等となるように努めることとする。	
2 金融機関の基準	安全性を最優先に、預入金融機関は、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、その他適格と考えられる格付機関による購入時の格付がBBB以上の金融機関とする。	
3 運用商品の対象	商品	説明
	預貯金	普通預金（決済用預金）及び定期預金。
	国債	発行体が日本のもの。
	地方債	発行が都道府県・市のもの。
4 債券購入の条件	期間	原則20年以下。
	購入価格	原則として1券面100円以下。
	表面利率	原則として年0.2%以上。